

国家戦略特区の目標と「岩盤規制」について

2014年1月30日

秋池玲子
坂根正弘
竹中平蔵
八田達夫

1月7日付けの提出資料で示したとおり、国家戦略特区の目的は、岩盤規制（それに相当する税制）の改革であり、この観点で、「今後2年間を集中期間として、残された岩盤規制について、少なくとも特区では突破口を開く」といった目標設定につき早急に議論すべきことを提案した。

1月22日のダボス会議における安倍総理のスピーチでは、「既得権益の岩盤を打ち破る、ドリルの刃になる・・・向こう2年間、そこ（国家戦略特区）では、いかなる既得権益といえども、私の『ドリル』から、無傷ではられません」との方針を示された。

これを受け、具体的にどのような「岩盤規制」に、どのような工程で取り組んでいくのか、目標設定が求められる。特に、以下に例示するような、過去の政権で何度も跳ね返されてきた課題も対象とすべき。

いずれにせよ、2年間と残された期間は限られており、今国会での対応も含め、直ちに対象とすべき改革事項とスケジュールを明確に定めるべき。

（注1）以下の項目はあくまで例示であり、これ以外の項目を排除するものではない。

（注2）※の項目は、国家戦略特区の初期メニューで一定の措置がなされているもの。

<医療・介護・保育等>

※病床規制の撤廃

※混合診療

※医学部の新設

○株式会社の参入とイコールフットイング（医療機関経営、特別養護老人ホームの経営、保育事業）

○理事長資格要件（医師・歯科医師）の見直し

○遠隔診療の拡大

<労働>

※解雇ルール of 明確化

※有期雇用規制の見直し

○労働時間規制の見直し

○有料職業紹介事業の見直し

○外国人の活用

<教育>

※公設民営学校の実現

○株式会社の学校経営への参入とイコールフットイング

○教育バウチャー

○教育委員会の必置規制の見直し

<農業>

※農業委員会

※農業生産法人要件の見直し（役員要件）

○農業生産法人要件の見直し（企業の農地所有）

○農業協同組合の在り方を見直し